

○議事日程

- 令和5年9月13日（水） 午前9時00分開議
- 日程第 1・認定第 1号 決算認定について（一般会計） 【討論・採決】
- 日程第 2・認定第 2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）  
【討論・採決】
- 日程第 3・認定第 3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）  
【討論・採決】
- 日程第 4・認定第 4号 決算認定について（給食事業特別会計）  
【討論・採決】
- 日程第 5・認定第 5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）  
【討論・採決】
- 日程第 6・認定第 6号 決算認定について（駅前通り線周辺地区土地地区画整  
理事業特別会計） 【討論・採決】
- 日程第 7・認定第 7号 決算認定について（水道事業会計） 【討論・採決】
- 日程第 8・議案第36号 令和4年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の  
処分について 【討論・採決】
- 日程第 9・認定第 8号 決算認定について（下水道事業会計）  
【討論・採決】
- 日程第10・議案第37号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）につ  
いて
- 日程第11・議案第38号 令和5年度開成町国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）について
- 日程第12・議案第39号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算  
（第1号）について
- 日程第13・議案第40号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算（第2  
号）について
- 日程第14・議案第41号 令和5年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第1号）について
- 日程第15・議案第42号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理  
事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16・報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17・議員派遣の件
- 追加日程第1・発議第2号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定

することについて

追加日程第2・報告第8号 専決処分の報告について（開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）

○本日の会議に付議した事件  
議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	星野洋一
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫
11番	前田せつよ	12番	山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山神裕	副町長	石井護	
教	育	長	井上義文	参事（兼） 企画政策課長	田中栄之
参	事（兼） 総務課長	中戸川進二	防災安全課長	小玉直樹	
財	務	課長	高橋清一	総合窓口課長	土井直美
税	務	課長	山口哲也	福祉介護課長	奥津亮一
参	事（兼） 子育て健康課長	小宮好徳	こども政策担当課長	田中美津子	
街	づくり	推進課長	柏木克紀	区画整理担当課長	井上昇
産	業	振興課長	熊澤勝己	参事（兼） 環境上下水道課長	井上新
参	事（兼） 学校教育課長	岩本浩二	生涯学習課長	高橋靖恵	
会	計	管理	者	石井直樹	

○議会事務局

事務局 長 遠藤直紀 書 記 佐藤久子

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年開成町議会9月定例会議（第6日目）の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

なお、本定例会においては、マスクの着用については、議員、町執行者側ともに御本人の判断としております。

議場内の皆さんにお知らせします。報道関係者から議場内での撮影、録音の申出があり、これを許可しておりますので御承知おきください。

早速、本日の日程に入ります。既に質疑は終了しておりますので、討論、採決を行います。

日程第1 認定第1号 決算認定について（一般会計）を議題とします。

討論を行います。討論のある方は、どうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

お諮りします。討論を打ち切り採決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、採決します。

認定第1号 決算認定について（一般会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第2 認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）を議題とします。

討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第3 認定第3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）を議題とします。

討論を行います。討論がある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第4 認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）を議題とします。

討論を行います。討論がある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第5 認定第5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）を議題とします。

討論を行います。討論がある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第6 認定第6号 決算認定について（駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

討論を行います。討論がある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

認定第6号 決算認定について(駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計)の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第7 認定第7号 決算認定について(水道事業会計)を議題とします。

討論を行います。討論がある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

認定第7号 決算認定について(水道事業会計)の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第8 議案第36号 令和4年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

討論を行います。討論がある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第36号 令和4年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 認定第8号 決算認定について(下水道事業会計)を議題とします。

討論を行います。討論がある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

認定第8号 決算認定について(下水道事業会計)の原案に賛成の方は賛成ボタ

ンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第10 議案第37号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第37号について御説明申し上げます。

ファイル名については13、令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）をお開きください。資料については2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入になります。10款地方交付税、1項地方交付税から21款町債、1項町債までの補正額の計3億8,252万7,000円です。

次に、資料3ページを御覧ください。

歳出になります。2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費までの補正額の計3億8,252万7,000円です。歳入歳出ともに3億8,252万7,000円を増額補正いたしまして、合計額は78億3,860万4,000円とするものでございます。

次に、資料4ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正です。今回は追加が2件ございます。上段から、事項、開成小学校給食調理業務委託料、期間、令和5年度から令和8年度まで、限度額、8,090万2,000円。その下、事項、文命中学校給食調理業務委託料、期間、令和5年度から令和8年度まで、限度額、8,056万6,000円。

次に、資料5ページを御覧ください。

第3表、地方債補正です。今回は変更が1件ございます。起債の目的、臨時財政対策債、補正前、2億2,500万円、補正後、6,000万円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

関連して、最後のページ18ページを御覧ください。18ページです。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高、並びに当該年度末における現在高の見込に関する調書です。表の中央、補正前の額で当該年度末現在高の見込額の一番下、合計は72億9,722万7,000円でございます。次に、表の右側、補正後の額で当該年度末現在高の見込額の一番下、合計は71億3,222万7,000円でございます。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

資料については9ページ、9ページを御覧ください。

2、歳入となります。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、説明欄、普通交付税、2億6,823万9,000円の増でございます。こちらは、交付額の確定に伴う増でございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金です。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、2,794万6,000円でございます。こちらは、ワクチン接種に対する費用について国庫負担金で資するものでございます。負担率は10分の10でございます。

その下、2項国庫補助金、4目衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、910万9,000円でございます。集団接種実施のための経費の補助金でございます。補助率は10分の10でございます。詳細につきましては、歳出のほうで御説明させていただきたいと思っております。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

続きまして、その下、6目土木費国庫補助金でございます。説明欄、社会資本整備総合交付金、2,896万7,000円の減額でございます。こちらは、基幹事業、公営住宅等整備事業（除却）であります旧開成町町営住宅四ツ角団地解体工事費に対する交付金でございます。解体工事費減額に伴う交付金の減額でございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、8目消防費寄附金、説明欄、災害対策費寄附金、5万円になります。こちらは、風水害等の災害対策に対する寄附金で、水防費に充当させていただいております。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、18款繰入金、2項1目1節他会計繰入金、説明欄、介護保険事業特別会計繰入金、606万円でございます。こちらは前年度実績に基づく介護保険事業特別会計からの繰入金で、繰入額606万1,000円から当初予算額1,000円を差し引いた額となります。

○財務課長（高橋清一）

続いて、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、説明欄、前年度繰越金、2億6,485万2,000円の増でございます。こちらは、繰越額の確定に伴う増でございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

次のページを御覧ください。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、説明欄、3人乗り自転車貸出事業利用者負担金、1万円でございます。こちらの事業の詳細につきましては歳出側で説明させていただきたいと思っておりますが、幼児2人を同乗できる3人乗り自転車貸出事業に伴

い利用者月額200円の5か月分1,000円に貸出台数10台分の利用者負担金を見込んでいるものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

2目過年度収入、1節過年度国庫支出金精算金、説明欄、児童手当国庫負担金精算金、12万円です。こちらは、令和4年度の実績報告による差額分となります。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、その下の説明欄、介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金精算金、10万8,000円です。こちらは、前年度の介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金の額の確定に伴い追加交付される分を増額補正するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、21款町債、1項町債、10目臨時財政対策債、1億6,500万円の減でございます。こちらは、発行可能額の確定に伴う減となっております。

歳入の説明については以上となります。

続いて、歳出の説明となります。資料については11ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、説明欄、公有地管理費でございます。上段から、旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事費、6,437万2,000円の減です。旧四ツ角団地については、平成30年3月の用途廃止以降、様々な検討により今年度解体を予定しておりましたが、改めて検討した結果、執行を見送ることとして全額を減額するものでございます。

その下、旧開成町営住宅四ツ角団地環境整備工事費、584万5,000円の増です。旧四ツ角団地については、解体の見送りにより当面現状のまま存置をすることとなりますので、建物周囲の雑草や雑木の対策、老朽化が著しい自転車置場などの撤去、建物本体における開口部の閉塞を実施するという工事でございます。

その下、公用車駐車場電源改修工事費、13万8,000円の増でございます。こちらは、本年度、電気自動車の公用車2台の導入を進めました。導入後の電気自動車は4台でございます。この機会を捉えまして、開成町役場庁舎の南側の公用車駐車場に電気自動車の充電用電源を整備するものでございます。

その下、倉庫購入費、55万円の減です。こちらは、旧四ツ角団地の解体において、その敷地内にある倉庫も撤去して別の場所に倉庫を設置する予定でしたが、四ツ角団地解体の執行を見送ることにより、こちらでも減額するものでございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、6目交通防犯費、説明欄、自転車安全対策事業費、30万円でございます。こちらにつきましては、道路交通法の一部改正により本年、令和5年4月から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用が義務づけ、努力義務となりました。交通事故の被害を軽減するためには頭部を守ることがとても重要であることから、自転車乗車用ヘルメットの着用普及促進のため、ヘルメットの安全基準を満た



した自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部として最大3,000円を補助する  
ものでございます。100件分を見込んでございます。対象者は、町内在住の自転  
車を利用する全ての方が対象で、ヘルメット着用の努力義務化に伴い本年1月1日  
以降に購入した方についても補助対象とするものでございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして、7目電算管理費です。説明欄、電算システム管理費、町村情報シス  
テム共同事業組合負担金、264万8,000円の増額でございます。今回の補正  
要因につきましては、この後、11ページから12ページの衛生費のところ御説  
明いたします本年秋以降の新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するに当  
たり、事務処理を行う電算システムの改修等が必要になるため、当該システムを管理  
運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものでござい  
ます。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童総務費、説明欄、子育て支  
援事業費、183万1,000円でございます。こちらにつきましては、多子世帯  
の子育て支援として幼児2人を自転車に同乗できる自転車貸出事業として実施す  
るものでございます。対象は、満1歳以上、6歳未満のお子さんを2人以上養育し  
ている町内在住の保護者の方を対象に希望者に貸出しするものでございます。

本事業の実施に至った理由、背景としましては、3人乗り自転車を利用できる期  
間が幼児期のごく限られた期間であるのに対し、購入費用が高額であることから、  
幼児を前後に乗せて3人乗りができる電動アシスト付自転車10台を町で用意し、  
子育て世代の外出支援と利用者の交通安全意識の高揚を図るための事業として、自  
転車10台の購入費及び希望者には幼児用ヘルメットの貸出しも予定していること  
から、幼児用ヘルメット20個分の購入費を見込んでございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

その下になります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄、新型コ  
ロナウイルスワクチン接種事業費になります。今回の補正予算の内容でございます  
けれども、新型コロナワクチン接種事業として、秋開始接種として、初回接種を完  
了した生後6か月以上の方を対象としてオミクロン株XBB1.5に対応したワク  
チン接種が9月20日から開始されます。接種回数は1回でございます。接種対象  
者約1万5,000人のうち今回は接種率を50%と想定し、7,500人を想定  
し予算計上してございます。こちらは、迅速な接種体制を構築してまいりたいと思  
います。

それでは、説明欄を御覧いただきたいと思います。会計年度任用職員報酬、99  
万8,000円でございます。こちらは、会計年度任用職員の賃金となります。

職員手当等、269万7,000円です。会計年度任用職員の賞与、職員の時間  
外手当でございます。

需用費、消耗品費、29万9,000円、こちらはトナー代等でございます。

光熱水費、22万4,000円です。ワクチンを保管しているフリーザーの電気

料金となります。

通信運搬費、360万円です。接種券等の郵送料等でございます。

手数料、33万8,000円、国保連合会への請求事務手数料を計上させていただきます。

ワクチン接種委託料、1,018万5,000円でございます。各医療機関で実施する接種費用を委託費として支払うものでございます。

ワクチン接種体制確保委託料、1,568万2,000円でございます。接種体制整備に係る経費となります。主要な接種会場の運営費、集団接種実施のための経費でございます。

事務機器等保守業務委託料、36万円、こちらはコピー機の保守委託料となります。

超低温冷凍庫温度監視システム使用料、2万4,000円でございます。ワクチンを保管しているフリーザーの温度監視システム使用料となります。

#### ○街づくり推進課長（柏木克紀）

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、説明欄、町道維持管理事務費でございます。2,583万9,000円の増となります。内訳につきましては、町道路面補修及び防護柵等補助工事費、路面補修一円費といたしまして856万9,000円を、砂利舗装の劣化がひどい箇所の補修をすることで事故を未然に防ぐ対策を金井島や吉田島地区6か所にて実施するものでございます。

また、町道維持補修工事費といたしまして1,727万円を増額するものでございます。こちらは、宮台地区の町道223号線と金井島地区浄水場施設前の町道112号線の舗装打ち替えを実施するために増額するものでございます。

その下、2目道路新設改良費です。説明欄、町道改良事業費、848万8,000円の増額でございます。201号線につきまして、大規模な改良工事は行っておりませんが、建て替え等の折に地権者と交渉して拡幅する道路用地の確保、用地の交換を進めているところでございますが、今回、対象箇所がありましたので、その部分につきまして購入をさせていただきたく、土地の測量設計委託費としまして160万円、用地購入費といたしまして358万8,000円、工作物等補償費といたしまして201号線購入分の160万円と、現在工事として進めております町道204号線における交渉の進捗により工作物補償費の不足が生じたため、170万円を合わせた家屋・工作物等移転補償費330万円を増額するものでございます。

#### ○区画整理担当課長（井上 昇）

続きまして、その下、4項都市計画費、1目都市計画総務費、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金、2,000万円です。こちらは、国庫補助金の減額が生じたため繰出金を増額補正するものです。

#### ○防災安全課長（小玉直樹）

次のページを御覧ください。

続きまして、8款消防費、1項消防費、4目水防費、説明欄、水防関係費、5万

円でございます。こちらにつきましては、歳入で御説明しました災害対策費寄附金の5万円を活用して土のう袋とブルーシートを購入するものでございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、教育委員会事務局運営事務費、159万5,000円でございます。学校部活動の地域移行実施に向けまして、今年度8月に開成町部活動地域移行準備委員会を設置いたしました。これは、文命中学校の生徒が将来にわたりスポーツや文化、芸術活動に持続的に親しむことができる機会の確保、教職員の働き方改革につなげるよう新たな環境の構築や体制整備について協議を進めていくものでございます。

当初1回としておりました開催回数を3回とする委員報償費の増額、それと、令和8年度からの休日部活動全面実施を目標といたしまして令和6年度から段階的に部活動の地域移行を実施するため、よりよい環境づくりやスムーズな移行に向けた事業モデル策定の支援に対する委託経費150万円を計上するものでございます。

その下、5項幼稚園費、2目幼稚園振興費、説明欄、幼稚園生活支援員等配置事業費、82万円でございます。今年度当初、正規の教職員1名が約1か月の間、療養休暇をしたことにより、年度当初、新学期始業時点においてクラス担任に欠員が生じました。そのため、当初は生活支援員として勤務を予定しておりました2名の会計年度職員、1名を担任として、もう1名を介助職員として勤務をお願いしたところでございます。

これと合わせまして、不足となった支援員を補うため新たな介助教員1名の雇用、それと支援員1名の勤務日数を増やすことでクラス運営等の対応を図ってまいりました。その結果、当初の会計年度職員4人分の報酬、また職員手当に不足が生じることから、計82万円を計上するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、11款諸支出金、2項基金費、1目財政調整基金費、説明欄、財政調整基金積立金、2億2,000万円の増でございます。今後の大型事業による年度間の財源の不均衡を調整するため、財政調整基金の積立を行うものでございます。

続いて、資料14ページ、14ページを御覧ください。

13款予備費でございます。今回の補正による歳入、歳出の差額について、予備費を1億2,548万8,000円の増額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番議員、清水友紀です。

11ページの民生費、児童福祉総務費、幼児の2人を乗せた3人乗り自転車につ

いてですけれども、21年の7月に3人乗りが法律が変わり許可されたばかりの御対応だと思います。まだ年月というか、議論が十分だったかという視点に立った質問です。

自転車の貸出補助をする前に、開成町としてすることがあるのではないかと。まず、開成町の道路では3人乗りは平地で使いやすいですけれども、こちらは控えたほうがいい、控えたほうがいい道路がまだ多数あるように思えるので、そういった地図上の御案内ですとか、3人乗りですので片手を挙げるなどはかなり難しい重たい自転車なのですけれども、そういった使用上の注意、また、開成町としては、それは確かに高額で期間も限定されているという理由は分かるのですけれども、それに代わるものがなかったのか、そういったところをお聞かせください。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

こちらの3人乗り自転車を利用できるようになったのは、たしか平成21年からと認識しております。実際、多くの自治体で、もう既に3人乗りのこういった貸出事業、レンタル事業をやっている自治体が多くあるというところがございます。ただ、やはり幼児を前後に2人を乗せて自転車を利用するといったこともありますので、まずは利用者に対して町として安全講習会、ちゃんとしっかりと交通事故を起こさないような形で、子どもの乗せ方等も含めた中の安全講習会を必ず受講してもらおう、このような義務づけは行っております。

また、町内の道路につきましては少し走行しづらい部分もありますので、そういった部分も交通安全の利用する前の受講のときには案内させていただいて事故のないように利用していただきたい、このように考えているところでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

3人乗りの自転車を許可するに当たって、同時に安全性の不安というのが1番に思い浮かぶのですけれども、同時にということで、福祉バスの御案内を改めてするですとか、タクシー代のことを、今は妊婦さんへのはありますけれども、考えられるですとか、車も乗る方でしたらチャイルドシートの補助をほかの自治体もされているように考慮されるですとか、そういった御検討はされたのでしょうか。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

一応、今回、実施に至った経緯といいますのは、先ほど少し説明の中でお話ししていた形の中で、外出支援といったものが1番でございます。近くの町内で

利用する際の例えば買物ですとか、保育園・保育所等に送り迎えする際の手軽ですぐ利用しやすいといった形の中で、移動できるものとして3人乗り自転車の貸出事業というのを考えたというところでございます。

また、事故の起きやすい不安定な部分というのがあるかと思うのですけれども、先ほど言ったような形の中で事前に安全講習会を受講していただく。その際に、万が一、あまりにも不安があるような運転の方でありましたら、場合によっては御辞退いただくことも考えております。

そういった中で十分気をつけて、まずはスタートさせていきたい。やはり購入となると高額といったこともありますので、限られた期間の中で、より子育て世代の外出支援の1つとして、まずはやってみたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

安全面の御懸念は、ごもつともかと思えます。防災安全課長から御説明させていただいたとおり、事前にそういった講習会であったり、申し上げたとおり不安視される場合には御辞退いただくということを考えております。

あと、引き合いに出されましたタクシー券とか福祉バス等に関しましては、本件については、それらとの直接的な比較は行っておりません。比較した上で、これを選んだという経緯ではありません。

一部申し上げましたけれども、多子世帯への支援ということを1つ重視しておることと、あとは開成町、自転車の町というものもうたっております。危険箇所等が一部、まだまだ整備がされていなかったり、もしくは劣化してしまったりしているところの対策は別途講じさせていただくことといたしまして、平たんて自転車を推進、これまでもしてきた町という特色も出していきたいという思いと、もう1つは、やはり環境面からも自転車、通勤、通学等々、送り迎えにおいて、温室効果ガス削減の視点も含めて、今回このような事業を検討させていただいたという経緯であります。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

3人乗りの自転車はかなりサイズもかさばるものですが、想定されるのは園への送り迎えですとか買物だと思います。あと、町で駅前に自転車置場を設置しておりますが、そちらへの3人乗り自転車の対応などはあるのでしょうか。設備の面で。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

基本的に、今回、町で用意するものについては、比較的小柄な女性でも運転できるような、できるだけ小さな20インチ程度の自転車を今、用意しようかと考えているところでございます。そういう部分では、町の現在、駅の自転車駐車場についても駐車可能ということで確認しております。

○議長（山本研一）

関連。10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

関連で質問いたします。既に御自身で同様の自転車を所有していらっしゃる方もいらっしゃいますので、貸出しの際の講習に合わせて、そういう方の参加も促すことを御検討いただけないかという点が1つと、それから、町内、一部、公園に向かうような道路の途中で未舗装のところがございます。時々、乳母車を押して困られているお母様とかを見かけたりするのですが、乳母車なので押しにくいので済むのですが、自転車の場合、転倒の危険もありますので、そういった箇所の早急な手当等についても御検討いただけるかどうか、お答え願います。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

既に御自身で購入して自転車利用している方についても、もし御希望があれば、そういった乗り方の御指導も含めた中の講習会に参加していただくことは全然不可能ではない、可能でございます。

また、未舗装については、先ほど、ほかの街づくり推進課のほうでも出ましたけれども、未舗装部分のところを舗装するといったところで、町として、もちろん優先順位をつけながらですけれども、自転車利用しやすい道路改修とか道路造りと、そういったものは引き続き心がけていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

関連で確認の質問になるかと思いますが、御答弁願いたいと思います。先ほど来から同僚議員が質問しておりましたように、多子世帯への支援ということであっても、現状、町内の道路事情を考えると本当に大丈夫かなという心配がしっかりと消え去っているという状況ではないように私も感じているところでございます。しかしながら、大変に多子世帯についてはありがたいなということも、もちろん考える

ところでございますが。

様々な自治体でこの自転車を取り入れているということで課長から答弁がありました。私も同様に存じておりまして、ただ、この自転車に関しては、総重量100キロを超えたところで「ヒヤリ・ハット」率が7割を超えるというような関係が、社団法人自転車協会の発表の中でそういう発表があるところでございます。そうなったときに、買物ですとか、子どもたちは成長が早うございます、お母様もしくはお父様、またおじいちゃま、おばあちゃまか分からないのですが、その方と、あと1歳から6歳未満のお子さんに乗ったときに、100キロを超えるような場面もあるのではないかなど。その辺は、講習会の中でのくくりをきちんとしていただきたいということが1点と。

6歳以上になった場合に、「ああ、もう、お宅は対象の年齢から外れたので、その権利はないので返してください」という、講習のときに、その辺のところまで細部にわたって安全面を確保した形での講習会の内容を現時点で詰めているのかどうか、御答弁願います。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

まず、初めの100キロの件でございます。こちらの3人乗り自転車の幼児用座席については安全基準というのが設けられておりまして、製品安全協会が定める自転車用の幼児座席の基準では、前の幼児用座席の年齢が1歳以上4歳未満の年齢が目安、その際の体重の上限が15キロ以下が目安とされております。後部座席の目安の幼児が2歳以上6歳未満、こちらの2歳以上6歳未満のお子様の体重が22キロ以下が目安と。そうしますと、お子様の今15キロと22キロでいきますと37キロ、これが1つの目安になってくるというところなんです。

それにプラス大人、保護者の方の体重という形になりますので、基本的には、この辺の体重のところを目安に、基本は1年単位で貸出しをするといったところなんですけれども、そういったところは年度の更新のたびに、希望があればなんですけれども、体重等も確認しながら安全に運転できるよう指導等、周知は促していきたいということと、もう1点。今、言ったように、基本的には3人乗りが乗れるお子様の年齢は6歳未満といったことですので、こちらはしっかりと周知徹底していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

総重量の100キロに向かっての子どもさんとしてはということになりますと、さっきおっしゃった子どもさんお二方の体重を引きますと保護者さんは63キロ未

満の方、65キロですか、未満ということになります。ただ、お買物をしますの  
で、例えば、5キロの米を買ったとかということになると、その辺、細かい体重の  
ことではございます。また、個人の体重計に乗っていただくということもなかな  
か、その都度、やりにくいところではあるかと思いますが、とにかく総重量の1  
00キロを超えるような形で自転車を走行させることを極力、今からしっかりと、  
その辺は厳しく。

図りにくいところではあるかと思いますが、せつかく先進的に近辺ではやって  
いないことをやるということで、先進的な取組でございますので、無事故で、また、  
しっかりとした基準を厳しく持った形で御利用いただくような事業展開を希望した  
いと思います。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○11番（前田せつよ）

はい。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

何人かの議員さんから御質問がありましたけれども、基本的に御案内のとおり、  
これは法律の改正によって3人乗りもオーケーだよと。町の条例等によって新たに  
そういうものをつくったわけではなくて、こういう表現が適切かどうかは別として、  
国において法律改正が成立して、それが今、御懸念の原因になっているのかなど。  
町としては、そういう改正がされたので、今、「されてしまった」と言いそうにな  
ったのですけれども、改正されたので、それにいかに対応なりしていこうかといっ  
たところで、積極的にいくのか、消極的にするのか、そういった観点になろうかと  
思います。

今、前田議員等おっしゃられた、そういった御懸念も当然、町としてもあります  
ので。また、山下議員から御質問があったとおり、既にもう個人で買われている方  
等も、個人の技量というだけではなくて、先ほど課長からも答弁させていただきました  
が、できるだけ町のそういう講習なりに参加していただいて、第三者としての  
技量の見極めですとか、そういったものをしっかり認識していただいて、安全にこ  
ういった事業が実行できればなと考えてございますので。るる言われた御懸念につ  
いては、しっかりと町としても受け止めて実施していきたいと思っています。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今、副町長より御答弁いただきました。その中で1点気になりましたので、私の、  
もう一回、3回目の発言をさせていただきます。町としては、積極的にいくのか、  
消極的にいくのかという御答弁でございましたが、同僚議員も含めて私も、まず、



ほかお二方も多分そうだと思うのですが、積極的にいくのかではなく、消極的にいくのかという表現の中で、消極的ということは我々同僚議員は思っていないと私は確信するところでありまして、慎重に行ってほしいという思いで同僚議員は質問したと捉えていただきたいと強く申し上げて終わります。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

十分、その辺は受け止めさせていただいて、消極的にということではなくて慎重にいただきたいと。それは同感でございますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

13ページの中頃ですか、教育委員会事務局運営事務費、報償費を含めた文命中学校部活動地域移行支援業務委託料についてなのですが、いよいよというか、やっとというか、動き出したなというところなのですけれども、ぜひ期待したいところですが、先ほど令和5年から令和8年という大きな話はあったのですけれども、今のところ地域移行というのはいろいろな形があるもので、今、言える段階で、こういう大きな流れで開成町は進んでいきそうだとするところが、もし言えるところがあれば、お示ししていただきたいののですが。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。

基本的に、地域指導者等の個人に依存しないような枠組みにしていきたいと考えてございまして、委託形式で実施をしていければと考えているところでございまして。と申しますのは、個人にお願いすると、一時的なものとしてはいいのですが、持続という部分でなかなか将来的に同じレベルの活動が維持できない状況も想定されますので、基本的には持続というものを1つテーマとして仕組みづくりをしていきたいということ。

それと、町のスポーツ関係団体ですとか、企業、大学、地域の指導者の方も含めて、様々な方を巻き込んで、ある程度雇用となり得るような仕組みをつくって、これもまた持続というところに続いていくのですが。教員の働き方改革につながるということが、まず1点、大きな課題としてございまして、教員も巻き込んでということになるかと思っておりますけれども、全体の形でビジネスモデルになり得るような仕組みをつくっていったらということですので、今、動いているところでございまして。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

今まで戦後からずっと来た部活動の形ですので、そこを大きく変えていくというのは大変な力仕事にはなるかと思えますけれども、今おっしゃられたような先生方の働き方も含めて、地域を巻き込んで、ぜひ、いい方向でやっていっていただきたいと思えます。答弁は結構です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

ページ数、歳出の款、総務費、財産管理のところの公有地管理費、こちらの説明の中で、旧開成町町営住宅四ツ角、解体工事を見送るということで、そういった説明をいただきました。これに関して、当初予算で一般財源で3,540万余、それから交付金で2,896万余というので、そのうちの3,540万円余、一般財源に対して、この解体を見送るということでマイナスになった金額、まず一般財源の3,540万円に関して、これをどちらに今現在、充てて考えているのか、まず、そこから答弁を願います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それぞれ担当にまかしますので、私から御説明させていただきたいと思えます。

御質問にあった金額については、全て、まず1つが、御質問のページでいきますと自転車のヘルメットの努力義務になった部分、金額は30万円ですけれども、そちらの補助、これを創設させていただきました。

次に、大部分が土木費で、先ほど担当課長から説明させていただきました一円費という形、一部、載せていますけれども、非常に具合が悪いところについて、アスファルト舗装あるいは砂利舗装という部分があるのですけれども、手法が、そういったものも交ぜながら改良していくということと。

土木費の大きな部分につきましては、一般質問等でも御質問がありました町道の201号線、いわゆる旧県道という部分につきましてはの将来的な整備に向けて、ちょうど空き家というのですかね、土地があって、たまたま交渉がある程度うまくいってございましたので、それに充てていきたいということ。あと、204号線ですかね、いわゆる馬道と言われている部分、その改良を今やっているのですが、その補償費について若干不足をするので、そちらにも充てていきたいという形と。

北部については、浄水場のところの舗装というのは、正直、交通量自体は北部で

すので中部、南部の新市街地と比べれば少ないのですが、ただ、現地を確認したら、地元の要望もございますし、また、非常にひどい、亀の甲というのですかね、状態なので、舗装を1回すれば数十年は大丈夫なわけなので、ここで一気にやっておこうという形です。

それと、戻りますけれども、今の款項目節の同じところに管理として、地域住民等からも若干、動物等の巣になっているのではないかだとか、防犯上というのですか、若い子がそこに来てたばこを吸っているだとか、そんな情報もあったので、管理をやはりきちんとしようという形の中で五百何がしかの予算を回していただいたと。そのような状況でございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

今、副町長から説明いただきましたけれども、このように補正予算の中に修正議案を出してきたわけですけれども、四ツ角団地の解体を進めつつ、今、副町長がおっしゃった町道の維持、204号線は私の地元ですので非常によくやってくれているなという考えもありますけれども、これからもしっかりやっていただきたいというのがありますけれども、そういったことを必要な事業、少しでも緊急性、早くやりたい、行きたい事業に予算をつけるということは非常に大事なことでと思います。

しかし、四ツ角団地、当初予算で議会として承認、可決したものに対して、それを見直すということをしてきました。それを進めつつ一般財源でいろいろな道路の維持、それから改修、それからヘルメット、そういうものに。町として、そういうことが一緒に事業としてやることを議論されたのか、それとも、それが無理だからこの予算を充てるのか、その辺、もうちょっと詳細をお願いします。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

確かに、四ツ角住宅の解体につきましては、5年度当初、議会にお認めいただいて、その部分については非常に重く受け止めますが、壊すのをやめたというのは、表現とすればちょっと延ばさせてもらったという表現が正しいのかなと。

必要があればというか、いつかは壊さなくてはいけないのですが、県の事業との絡みが、まさに吉田議員がおっしゃられた中で、検討した中で、これが当たるのではないかと。可能性が非常に高いと。そうなってくると、県からの補償費の関係ですとか、あるいは町の意見によっては解体も金額に代えて県が行ってくれる可能性もあるわけなので、そういったことも勘案して、解体についてはちょっと見送らせていただいたと。お認めいただいた部分については、大変申し訳なかったと思っ

ていますけれども。

それと、住宅につきましては、用途廃止はしたのですが、特段、明日にでもというか、すごい災害が起きれば、また別の問題ですけれども、倒壊するとか、そういった状況でもございませんでしたし、県の事業に当たるのではないか、可能性がある中でも、更地にした場合でも、土地利用についての、どういう形で利用するかという部分も決定もされていなかったもので、そういった中で少し遅らせていただいたと。

確かに、それもやって新たにこの予算も補正でお認めいただいてという部分はあるのですが、そこはなかなか数千万となってくると決算前でもあったので非常に苦しいという状況の中で、こういった形を取らせていただきました。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

今、副町長から答弁をもらいましたけれども、私の質問の中でもう1つの一般財源で対応できなかったのかという。今、苦しいということだけおっしゃいましたけれども、町の財務として、町の財政の中で、そちらの新たに事業を一緒にやるときに、事業に対しての財源として、財政として、町として苦しいのかという、そういうことで副町長が答弁してくれたということなののでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

結論から申し上げますと、そのとおりの形になりますけれども。確かに、では、一体幾らだったら、100万だったらいいのかという議論になってしまうのかなと思うのですが。

それと、もう1つは優先順位といたしますか。まずは、この部分を先送りをさせていただいて、今回、上げさせていただいた3つの事業といたしますか、予算を振り分けてした、そちらのほうが優先順位が高いのではないかと判断をさせていただきました。おっしゃっているとおり、増額をすればよかったではないかということですが、そこは今回の形で町としては考えたということでございます。

○議長（山本研一）

4回目ですけど、どうしてもですか。

○2番（吉田敏郎）

先ほどの……。

○議長（山本研一）

では、きちんと手を挙げて発言してください。2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

よろしいですか。ありがとうございます。2番、吉田です。

今、副町長から答弁をもらいましたけれども、町の例えば見直しについて、いろいろ御議論されたということもお話を伺いましたけれども、その中で、こういった、もう7月から始めているということは伺いました。こういったことを、非常に大事なことであることを、開成町は通年の会期制を取っている、そのときに、単独でこういった大事なことを随時会議等々に出してきて、こういう補正に出さないで、そういうときに、もっと早くにそういう議案を提出するということは可能ではなかったのか、また、そういうことは考えなかったのか、お答え願います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

その辺のところをもう少し丁寧に説明させていただければ、御案内のとおり4月末というか、時点で現の体制がほぼほぼなって、皆様方のほうも4月に改選等なったという。そういう状況の中で、私どもも5年度の主要事業ですとか大型事業を1回点検をしたいという中で、実は、7月7日ぐらいから各課の事業について改めてヒアリングをさせていただいて、改めて点検をさせていただきました。

そうした中で、内部的には、庁議規程の中では経営会議、課長会議等ありますが、そういった中で提案をさせていただいて、基本的にはいろいろ内部でも議論がありました。これは、確かに。ただ、それよりも、繰り返しになりますけれども、こういった優先順位的な部分を勘案させていただいて、それがほぼほぼ固まりましたので、非公式の場ではありますけれども全員協議会等で説明をさせていただいたという形です。

期間的には、議員御質問のように、もう少し早くというのは十分それは心がけるべきことだと思いますけれども、結果としてはこういう形になってしまったということでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

同じ項目のところですか。これまで各ところで、いろいろなところで同僚議員が質問されてきましたけれども、私も全く同じような考えを持っているということをまず申し添えさせていただきまして、そういった中で私から質問させていただきたいと思っております。

今回、これを見送るということで3,000万程度確保されましたけれども、見送ったことによって、まず柵などの整備工事で500万円、600万円弱ですか、580万円程度の財源がかかります。また、これを残したことによって管理、管理というものをどのように考えていくのか。年間、どの程度のお金がかかるのか。金額は分からないのかもしれませんが、管理的に、どのような管理を行ってい

くことを想定しているのか。そういったところでも結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

過日の一般質問等で議員の方からの御質問もありましたが、私も、その辺が気になって、全部ではないのですけれども、当該建物周辺の住民の方等にもお話を伺いに行ったのですが、壊す、壊さないという部分については特段、御要望等はなかったのですが、一番多かったのが管理をしっかりしてくれと。

まず、草ぼうぼうで、あそこの敷地は、要望が強かったのは、意外と近道というか通られるのです。そこの伺った方たちも、ごみを捨ててに行くところですかスーパーに行く、役場に用があるととかという、非常に重宝しているのだと。その辺のところはあるのだけど、こういう夏場の時期になってくると本当に50センチぐらい歩くところがなかったりですか。

もともと、あそこは通り抜けができたところなので、そういう危険性があって一時「通行は御遠慮ください」という看板を出していますけれども、そういった御要望があったので、今回、そこについては厚く予算を取らせていただいて、草等もできるだけ生えないような、例えばコンクリートのたたきにするだとか、例えばですね、そういった部分で最初にきちんとしていきたい。

当然、各年度ごとについては、こんなには予算は。恐らく、もう10分の1ぐらいの予算で済むとは思いますが、それは必要になってくるのかなとは考えてございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。9番、佐々木昇です。

私、もうお分かりだと思いますけれども、今回3,000万ほど確保した中で、今後、その3,000万というのが管理とか、そういうところで、もうなくなってしまわないかなというところもございまして。解体は今後、まだ、いつ解体するかというのは今後も未定だということで、これまでの答弁で耐震性も確保されているというところもございましたけれども、そこを確認するには耐震の調査というのにも必要になってくるのかなと思うのですけれども、その辺も含めて調査、何年ごとにやられるのか、調査費というのはどのくらいかかるのか。

そういったことも含めた中で、今後、3,000万確保した中で、管理をしていくところでお金のプラス・マイナスというか、その辺の動きをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

御質問の耐震調査につきましては一応オーケーだという形ですけれども、今までも、満足かどうかという、先ほど、私、近隣住民等とお話しさせていただきましたが、満足かどうかという部分はありますけれども、今までも管理費は取って管理はしてきたつもりというか、事実がございますので、今後も。今回は、かなり、侵入できないようにですとか、草が生えないようにですとか、通常の管理よりもかなり厚く、まず行って、次年度以降は、これまでと同じような管理を当然していくつもりではございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

私、ある程度の金額の内訳というのを知りたかったのですけれども、あと1回しか質問できませんので、最後にもう1点だけお聞かせいただきたいのですけれども、今回、四ツ角団地の解体を見送って四ツ角団地が残る状態にされるわけですけれども、今後、開成町、先ほど出ていましたけど、空き家問題に対する方針というものをどのように考えていくのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

空き家対策につきましては、管理をしっかりしていただくことは当然必要だと思っております。一般の住宅に関しても、ただ空き家だけというよりは、空き家になりまして管理不全になってしまって周辺に迷惑をかけてしまうようなものに関しては、当然指導していくという形になっておりますので。町営住宅の部分に関しましても、しっかりと管理をしていけば、特に空き家対策としての問題は薄れていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

関連して質問させていただきます。今、同僚議員お二方がお話、なおかつ先日一般質問された同僚議員のお話と若干かぶる内容もあろうかと思っておりますけれども、その点、御容赦願いたいと思います。

そもそも旧四ツ角団地の解体の件につきましては、11年前に老朽化により用途廃止を決定して10年目、昨年やっと実施設計ができて、192万5,000円をつぎ込んで「さあ、いよいよ令和5年度、やるぞ」というところに来たということで。ですから、先ほど同僚議員が申ししていましたように、令和5年の3月の当初予

算の中で旧四ツ角団地は解体をすると。本当に、やっとの思いで10年以上かけてここに地をつけたということで、行政と議会も共に「やった」という思いで同じ方向を見ていたとばかりには私は思っておりまして、とにかく議会軽視であるということが第一印象であることと、今まで、それに伴い町職員が十数年かけてやった、その思いもさることながら、それだけの職員の人件費を使ってやっどここまで来たことを、やすやすとやめたというふうには聞こえてきません。

11日の本会議の中において、実施設計に伴う192万5,000円はということでした。ということは、この192万5,000円は、ちょっと汚い言い方ですが、どぶに捨てたと言うしかないなというのが私の印象でございます。それに、さらに今、同僚議員がおっしゃった、この建物を維持するための周りの環境、本当に町民の方に御迷惑がかからないように周りの環境を整備するために584万5,000円もかかると。トータルで777万円がかかると。そこまでして旧四ツ角のこの団地の解体をやめるというのは、どうしても私は納得がいきません。

旧四ツ角団地の執行を見送るということが再三、名称としておっしゃられておりますが、私の中では、既に実施設計が192万5,000円で昨年度進んだということですので、既に旧四ツ角団地の解体工事が一步を踏み出したというところの印象でございますので、執行見送りではなくて、執行されているところを途中で断絶させたという印象がございません。この点について、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

前田議員の御質問にお答えいたします。

まさに地方議会は議会と執行側と二元代表制という中で、それぞれが住民の代表として運営をしているわけですが、その中で当初予算としてお認めいただいたという部分について変更を執行段階でさせていただくということについては、議会軽視とかという意識は全くなくて、執行側として改めて町民の立場から考えていくと、先ほど非公式ですが全協あたりでも説明させていただきましたが、県事業の河川改修について、されていない部分、ちょうどそこと言っても過言ではないのですが。

そうなってくると、先ほど少し申し上げました公共事業の補償、支障物件の補償という部分については、個人であろうと相手が公共であろうと、これはされるわけですが。その辺のところを言いますと、補償というのは、補償が成立するには、補償契約をする、その日に支障物件が存在することがまず1つと、補償契約をした後については、きちんと除去することと。そうすると補償費が支払われるという、そういう仕組みにはなっております。

補償費等について、現時点でざっくりではございますけれども、ざっくりという



のは、建物のまず用途、構造、大きさ、築年、そういったものを加味してシミュレーションしたところ、数字をここではちょっと申し上げるのを控えさせていただきますが、先ほどる前田議員がおっしゃられた金額のはるか多額以上の補償費の算定が見込まれました。

この事業につきましては、平成25年までは改良が進んできたのですが、平成26年以降、なぜか進まなくなっております。若干そういった住宅等があるという部分もあるのかもしれませんが、残りがまさに900メートルということでございますので。

また、住宅があるということはいわゆる住宅地の中を走っているわけで、現場を見ていただくと、話がちょっとそれるようなことに聞こえますけれども、護岸の石が大水が出たときに外れて転がってきているような。先日の一般質問でも、ある議員の御質問等にもありましたように、石積みも空積みであって、草ぼうぼうで一体この護岸の石はどこから来たのかなという状況でもある中で、実は、近隣住民云々という話をさせていただきましたが、やはり一番心配されているのは大水。今、こういう状況なので、大水が出たときにあふれはしないか、あるいは護岸がきちんと残っているのか、それが非常に心配であるということでございました。

繰り返しになりますけれども、そういった中で私どもは、県のほうへもきっちりとその辺の、二級河川でございますので、整備については要望を力を入れてやっていきたいということと、プラス・マイナスという前田議員の御質問の趣旨からすれば、今ここでどぶに捨てたお金の、数字を申し上げるのはあれですけど、数倍どころか、はるか大きい金額というのが恐らく補償等で見えていただける可能性がありますので、そのほうが開成町民にとっては有効ではないのかと判断したところでございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今、副町長答弁では、県に要望していて、私が申し上げた金額よりもかなりの大きい金額が補償される可能性がある、見込みがあるという御答弁でございました。先日来、そのようなお話を町から聞いたこともございまして、本日ここで私がこのような発言、このようなお話をするに当たりまして、大変に懇意にしている県議会議員が私は何人もおります。そして、具体的に、一体、開成町のあの部分のあの川のあの場所は、どの辺の優先順位にいますかということ数名の県議会議員に聞いたところ、皆さん、きょとんとされて、「前田さん、ホームページを御覧ください」と。「かながわの川づくり計画」の取組状況と。

「開成町さんは水害、そんなにないですよ」と。「県内、見渡してくださいよ」と。「暴れ川である鶴見川、様々、ほかにも、もっと優先順位の高い川があるので、本当に申し訳ないのですが、かなり優先順位が低いどころか、名前すら上がってこない」と。可能性が本当に低い状況にあるということは、辛辣な言い方ですけど、

あえて正直に申し上げますというような、私に関わった懇意にしている県議会議員は、そのような話が戻ってきたところでございます。

旧四ツ角団地の解体工事を取りやめて、いつやるのかと。いつやるのかも分からずして、ただ県が多分やってくれるのではないかとということで待っているという、あまりにも未計画な、あまりにもずさんな御対応ではなかろうかと私は所感として述べさせていただきます。

その中で、この数字に、補正額の財源内訳のほうに戻りましてお尋ねをいたします。国庫支出金に当たります2,896万7,000円、これは国から「開成町さん、社会資本整備総合交付金として、ぜひ、町営住宅を壊すのであれば、では、この金額を渡します」と、そうやって国からいただいた支出金、交付金でございます。この扱いは、どのような文言をつけて、どのような扱いをするのか、御答弁願います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

前田議員の御質問にお答えいたします。

神奈川県川づくり計画につきましては、私どもも十分承知をしているわけであり、1点あるのは、1つの河川名も出ましたけれども、県の川づくり計画に載っている河川はほとんど都市部というか、その河川ばかりです。この辺のところというのは、これは1つの見方としてのお話ですけれども、非常にお金がかかるわけですね。事業費が。なぜかという、もう既に住宅が密集していますから。ということは、何でもっと早く改修していかなかったのかという見方もできるのかなど。つまり、都市化が、今は人口減少時代に突入して、神奈川県も人口減少がもう始まっていますけれども、そういった都市化をする前に重要河川という部分についてはしっかりと対応していけば、それほど事業費はかからなかったのかなど。

ただ、こういった気象状況になるというのはあまり予測はできていなかったのかなとは思いますが、既に、こういう状況になるというのは、かつて日本におきましても、COP3とか京都議定書などというのは、もう数十年前に決議されて、いずれこういう時代になるよと言われてきたのですが、ほとんどの、日本以外もですね、あまり気にせずという部分がありましたが、いざ、こういう時代になってくると、非常に、もう川の近くに住んでいるのが不安になるような、そういう状況にはなっています。そういうことからすると、それほど事業費がかからないうちに改修をしていただきたい。

しかも、目と鼻の先の、この間、全協でもお話ししましたが、池嶋橋という旧、旧というか、怒田開成小田原線という旧名称で、今は県道ですね、そこまでは平成25年に改修は来ていたわけです。その後、途絶えてしまった。その原因は、まだ分かっていないのですが。

それと、川づくり計画も非常に、もう10年以上たって、そういう計画は当然見

直しの時期が迫っているとも考えていますので、ぜひ、そういった部分に位置づけをしていただいて、早急に改修を要望していきたいと。また、これはこの場で申し上げるのがふさわしいかどうかはありますが、議会のほうも、その辺が御理解いただければ、町と、行政と一緒にあって県への要望活動等もお願いできればなどということを上げて私の答弁とさせていただきます。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

議員の御質問の中で特定財源の国庫補助金の関係、どうなっているかということでございますけれども、今、現時点でその金額、2,896万7,000円については、まだ受け取っていないという状況。当初、こういった計画がある中では、手続等は開始はしてございましたけれども、こういったような内部の状況がございましたので、今、そういった補助手続については停止している、状況によっては今後、それはもう補助はなしという形の中で、県とは今、調整を進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

副町長と担当課長から御答弁いただきました。まず、先ほどの都市部にある川の部分については、かなりお金がかかるというお話でございました。いえいえ、うちの町外の川のことも、平地にすれば優先順位が上がるかと思いますが、このままにして上物である旧開成町町営住宅四ツ角団地を抱えたままで頼むのであれば、都市部と何ら変わりなく、それこそ六千五、六百万の、現時点です、そのぐらいの金額ありきで県が実際に動いてくれるのかどうなのか。これは、「目算があるよ」とおっしゃる副町長と、いや、私は「ないでしょう」ということで、これは答えが平行線になりますので、私は「目算はない」と言い切って、この件は棚上げにしておきたいと思います。

課長がおっしゃった交付金につきましては、今、受け取っていないと、停止をしているという状況であるという御答弁をいただきました。さて、交付金をあげますと。そのつもりで対応してくださった社会資本整備総合交付金を、やはり要らないですと。子どもの使いじゃあるまいし。失礼な言い方でございますが、荒っぽい言葉で御無礼いたしますが、この2,896万7,000円をあげるよと言っていたのが、要らないです、もうやらないからと。そんな行政がどこにありますか。信用が欠けます。信用が地に落ちます、これは、絶対に。

「ああ、もう開成町さんは信用置けないな」と。交付金を出すということで書類も整えて「どうぞ、開成町さん」と思っていた社会資本整備総合交付金、「いや、やらないんですよ。要らないんですよ」と。そうなったときの信用をどう取り戻し

ていくのか、それはかなりのことで、これは町にとって汚点としかならないと私はここで言い切りたいと思います。

町民のことを本当に考えるのであれば、優先順位が何なのか、今、何をなすべきか。同僚議員がおっしゃっていた空き家対策、すばらしい庁舎のすぐ横にある旧四ツ角団地、あの空き家をそのままにして、「空き家対策、お願いします」、「空き家対策、やりましょう」と町民に言う説得力はゼロどころかマイナスです。

そして、旧四ツ角団地の周りには、見てください、中学校があります、高校があります、そんな町の中心部に3階建ての旧四ツ角団地が朽ちてく姿を子どもたちに見せられますか。危険がいっぱいの旧四ツ角団地をそのままにして、いつ解体工事が起こるか、目算でしか言い切れないような内容の中で安易に執行を打ち切るということは私は断じてお認めはできませんということを申し上げて、3回目になりますので、これで終わります。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。

幾つか用意した質問、これまでの同僚議員の質問の中であらかじめ解決しているのですが、昨日、旧四ツ角住宅の現地に行きまして、その付近にお住まいの方から1時間以上じっくりいろいろとお話を聞いてまいりました。地域住民の声として、これは全ての方ではないので、私がお聞きしたお話ということで受け止めていただきたいのですが、早期解体は望んでいないというお話でした。これは解体をしなくていいということではなく、今すぐ解体をしなくても、これまでずっと共存してきたというような言い回しでした。

旧四ツ角住宅がそこに存在していることよりも、お住まいの方が心配されているのは、先ほど副町長のお話にもあったのですが、四ツ角住宅の裏手の河川の護岸の浸食及び河床がどんどん上がってきているということでした。今、溢水がずっとないところなのですが、溢水がないのは安全な川だからではなくて堰の管理がしっかりできているからだということも、お住まいの方は承知しておられました。ですが、堰の管理者というのも年々いろいろ担い手不足等ありますので、そういった部分も今後どうなるのか。やはり川の線形というところを先に考えてもらいたいなというお話も伺っております。

それと、仮に解体工事が始まった場合、大型車が目の前まで入れるような道路がどこにもないと。解体したがれきは、一体どうやって運ぶのか、運び出しをするのか、そういった部分も、周辺道路があんな狭いような状況の中で工事が順当に進むのかということも懸念されておりました。

それ以前の話として、今年度、あの住宅を解体するということを存じておりませんでした、その方は。なので、自治会長さんから、この解体が延期になるかもしれないよと聞いたときに、延期も何も、解体することを知りませんでしたというこ

とでした。今年度執行する事業が地域住民にしっかり事前に通達が行き渡っていないかという部分には、大変問題があるのかなと思っております。

それと、先ほど、これも副町長から御答弁があったことなのですが、旧四ツ角住宅の目の前の小道、一応、町としては通行禁止とされているのですが、そこを利用されている方たちというのが、ごみ出しをされる方、また通学で使う中学生も結構おられるということでした。あとは、近くの病院へ行くための抜け道として使われる方も大変多い。

では、何でこの道を使うのかというと、旧四ツ角交差点の付近の道路幅が非常に狭いと。あそこを利用するよりは、その裏道を抜けた方が断然安全である。だから利用しているのだけど、工事が始まってからは使えなくなると。そうすると、四ツ角交差点の交通量が増えることが大変心配である。また、工事が終わった後に、あそこが完全に通行できなくなってしまうのではないかとということも懸念されておりました。

また、草の問題についてですが、草は財務課に連絡すると割と迅速に対応していただけると。また、そこにお住まいの方たちは、御自身がそこを使っているということで、御自身たちでも手の届く範囲の草刈りをされたりしているということでした。先日も、開成町の阿波おどりが開催されたときには、やはり、あの道を使って役場会場の見学に行かれる方が多いであろうということで事前に草刈りをしていたそうです。そういった形でも道路、旧四ツ角住宅というのは、近隣の住民の方は今、共存されているのだなというところで私は認識して帰ってきたところです。

あと、動物の害に関しては、一時期、狸が10匹以上繁殖をしているのを確認していましたが、現在、動物は、ここ最近ずっと見ていないということと、若者の喫煙、隠れて喫煙というのは、当時非常に多かったけど、ここ5年、10年、そんな子たちの様子は全く見ていないというお話でした。

こういった地域住民の方のお話を聞く限りでは、旧四ツ角住宅の早期解体よりも201号線の旧四ツ角交差点付近の拡幅工事のほうが望まれているのではないのかなというのが私の率直な感想でした。こういった状況を踏まえて、本定例会議の私の一般質問でも申し上げたことなのですが、201号線の拡幅工事と県が行う二級河川の整備、それと合わせて旧四ツ角住宅の解体及び地域住民が安心して通れる親水歩道の整備など一体的に行うことが本当は望ましいことなのかなというのも痛感したところであります。

それで、はい、質問しますよ。そこで伺います。先日の同僚議員の一般質問での御答弁の中で、改めて令和5年の予算をチェックした結果、町民の利益のためには解体は今ではないと判断したと副町長は御答弁されております。では、伺います。町民の福祉に最大限に資するための最良の整備計画とはどういったものなのかというのを、今現在、お持ちでしょうか。

もし、これがないのであれば、先送りというものが全く何も先の見えないものになってしまいます。何らか将来的に町民にお約束できるような、町民の福祉に資す

るような計画というのをお持ちであれば、それをお示してください。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

井上議員の御質問にお答えいたします。

1点確認ですが、整備計画というのは、要定川の整備計画ではなくて、それ以外のという形ですか。

まず、詳細については担当課長等から御説明させていただきますが、道路関係等につきましては、名称はうろ覚えで申し訳ないのですが、住環境整備マスタープランという形の計画の中で、基本的に道路の位置づけというか、格付と言っているのですかね、主要道路ですとか、地区集散道路などという言い方もしていますけれども、そういった分けて、基本的には、そこで年次ごとに区切って整備をしていくという形は取っていますが、はっきり言って、過日、議員の御質問があったと思うのですけれども、進捗状況については、はっきり言って遅れている状況にはあります。それは、なかなか予算のやりくりがつかないという形がございますので、まず、道路関係については、その計画を尊重というか、実行しながらやっていきたいと思えます。

それと、ほかの部分という言い方も変ですけれども、その辺の井上議員がおっしゃられた住民等の要望というか意見も、私、一部しか言いませんでしたが、全く同じように十分そこは受け止めて、それに関して対応していかなくてはいけないと。基本的に、計画という部分ではないですけれども、管理については、それについては毎年予算も、今までも草刈り等の予算はつけてあったので、そこは順次継続していくと。

また、これも過日、議員等の御質問がありましたが、公共施設全般については管理計画という部分がございますので、それにのっとり、必要があれば見直しもしていく中で進めていきたいと思えます。

ずばりの御回答になったかどうかはあれですけれども、以上でございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

町民の福祉に資するためには今のタイミングではないという御答弁が以前の同僚議員の質問の答弁であったのですが、私が聞きたいのは、確実に町民の、今よりも確実にですよ、町民の利益に資する方向で住宅の解体、あるいはその他、そこから発生するような課題解決というものができていくのかどうか、今、この場で町民に対してお約束ができるのかどうか。ただ可能性だけを連ねるのではなく、約束ができるのかどうかを伺いたいです。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

井上議員の御質問にお答えします。

この辺については町の主体ではないので、まさに先ほどから申し上げているように見送った部分の最大の原因の1つは要定川の改修という部分がございますので、これは繰り返しになりますが二級河川になっていますので、県が整備をしなければいけない河川です。整備に当たっては、当然、県も優先順位等があって、まさに町と同じように予算の配分もある中で、すぐにというわけにいかないわけですが。

私が申し上げたいのは、住民の約束という言い方よりも、状況を冷静に判断をすれば、25年までは下流からずっと改修が進んできたのに、それ以降が途切れてしまった。なおかつ、25年に改修した最後のときには、次の改修に向けて一般の方の用地も先行取得されている状況もあるので、まず、お約束をしたいのは、なぜ、そこで途切れてしまったのかというのは少し分析をしなくてはいけないのかなど。その後、どういう事情があるのかなど。

あと、井上議員の御質問ではないのですが、先ほどの前田議員等の御質問の中で社会資本整備総合交付金という部分については、これは表現の仕方で、基本的には国は要綱等によって法律的なというか、一定の基準の中で交付しているものであって、表現ですけど、せっかくもらえたのにと。我々も「わあ、交付金がもらえた」という表現をしますけれども、基本的にはそれぞれがそれぞれの自治を行っているわけですので、その辺のところは申請をして、特段、申請内容のそごがなければ、基本的には、割合はあるのですけれども、交付金を交付されるというのが。理屈上は、そういう話になってきます。

ただ、今回の部分については、そういった御質問等を聞いていく中では、単純にそういう理屈ではなくて、違う要素があったのかなど。それ以上は、ちょっと申し上げることはできませんけれども。したがって、まずは、これだけは御理解いただきたいのは、今まで以上に、以上どころか、もう積極的に河川の改修については、今回のこともございますし、あと昨今のそういう異常気象ということもございますので、一丸となって要望活動は多方面に行っていきたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

一部重複いたしますけれども、私からも一言述べさせていただきます。

まず、旧四ツ角団地の解体と二級河川要定川の未改修部分の整備が、あたかも一心同体、それが条件であるかのようにも一部、受け取られてしまっている感はあるのですけれども、私どもとしては、現時点では、そこは切り離して当然考えております。副町長が申し上げたとおり、これまで以上に県に対して要望をしっかりと行っていくことをまずもってお約束します。

そして、この4か月あまりの間におきましても幾度か、そういう機会は実際ございました。そして、先般の首長懇談会におきましても、県の局長から「まずは計画

に乗せて」というふうな私としては前向きな言葉も得ております。いずれにしましても、スタート地点として、二級河川要定川未改修部分の整備ということに関するスタート地点に関しては、旧四ツ角団地の解体するか否かというのは直接的には関係ないものと私どもは理解しておりますし、要は、一番大事なのは、これから県に対してしっかりと、具体的には要望活動をしっかりとやっていくと。それが行く行くは町民の福祉の向上にぜひともつなげたいと思いますし、いつとか、どのようにということは、なかなかこの場では申し上げにくいですが、精いっぱいやらせていただくということはお約束いたしますので御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

井上議員、よろしいですか。

議員の皆さんにお伺いします。議案37号について、まだ質問をされる方は挙手をお願いしたいと思います。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

それでは、ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

ただいま議題となっております議案第37号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を提出させていただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

それでは、内容について簡単に説明願います。

佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

修正の内容につきましては、歳出予算、2款1項総務管理費の旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事費に係る関係予算を削除するため、所用の修正を行うものであります。

○議長（山本研一）

賛成者を確認します。賛成者は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（山本研一）

ありがとうございました。ただいま9番、佐々木議員から動議が出ましたが、所定の賛成者がおられますので動議は成立いたしました。

暫時休憩といたします。再開を11時30分といたします。

なお、修正案については休憩中に事務局より町執行者側には机上配付、議員にはファイルを送付いたします。



午前 10 時 51 分

○議長（山本研一）

再開します。

午前 11 時 30 分

○議長（山本研一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 37 号に対して、佐々木昇議員ほか 3 名から修正の動議が提出されましたので、提案者の説明を求めます。

9 番、佐々木昇議員。

○9 番（佐々木昇）

9 番、佐々木昇でございます。

修正動議の説明を申し上げます。

議案第 37 号 令和 5 年度開成町一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び開成町議会会議規則第 16 条第 2 項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和 5 年 9 月 13 日、開成町議会議長、山本研一様。

提出者、開成町議会議員、佐々木昇、同、吉田敏郎、同、石田史行、同、前田せつよ。

議案第 37 号 令和 5 年度開成町一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正案。

令和 5 年度開成町一般会計補正予算（第 4 号）の一部を次のように修正する。

第 1 条第 1 項中、3 億 8, 252 万 7, 000 円を 4 億 1, 149 万 4, 000 円に、78 億 3, 860 万 4, 000 円を 78 億 6, 757 万 1, 000 円に改める。

第 1 表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入の 14 款国庫支出金、2 項国庫補助金の補正額を 910 万 9, 000 円とし、補正後の計の額は 4 億 1, 364 万 8, 000 円とする。

次に、歳出では、2 款総務費、1 項総務管理費の補正額を 308 万 6, 000 円とし、補正後の計の額は 12 億 1, 988 万円とする。

13 款予備費の補正額を 9, 537 万 8, 000 円とし、補正後の計の額は 1 億 2, 375 万 8, 000 円とする。

この補正額の修正により、歳入歳出の合計は 78 億 6, 757 万 1, 000 円とするものです。

次に、提案の理由です。町営住宅四ツ角団地は、昭和 49 年の竣工以来、総合計画をはじめとする各計画にのっとり、公共住宅として計画的な維持管理に努めてきました。しかしながら、建物の雨漏り、設備の老朽化により平成 24 年度に用途廃止の方針を決定し、平成 30 年 3 月には国が用途廃止を承認し今日に至ります。また、開成町議会においても、過去に町営住宅の運用について常任委員会で調査した経緯もあります。

一方で、この四ツ角団地に隣接する二級河川要定川は、護岸の経年劣化による崩落の危険性があることから早期改修が求められています。町としても早期改修を求め神奈川県に要望を行っていますが、改修着手には相当の時間を要するものと考えます。

地域住民など様々な人たちが携わり、時間をかけて検討を重ね四ツ角団地解体との結論が示され、令和5年度当初予算においてその解体費用が予算計上されております。この町民の命と財産を守ることを第一に考え、安全・安心なまちづくりを目指すことに視点を置いて導かれた結論に対し、解体を見送るという内容の補正予算が提案されました。これに対し各議員が質疑を行いました。その答弁は納得がいくものではありませんでした。四ツ角団地は予定どおり、速やかに解体することが必要と考えます。

よって、以上の理由から、原案のうち歳入の14款国庫支出金、2項国庫補助金及び歳出の2款総務費、1項総務管理費の旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事に関わる関係予算を削除する必要がある、財源の調整を歳出13款で行うこととしました。これが、この修正案を提出する理由であります。

参考として、令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）における歳入歳出補正予算事項別明細書の修正箇所を別紙のとおり示しております。御審議の上、何とぞ適切な御判断を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりました。

これより本修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

この動議の修正案に対して質問させていただきます。

財源をどこから持ってくるのかということところは1つ焦点だと思うのですが、予備費、今回積み上げるのを、この金額、下げて財源にするということなのですが、やはり予備費自体というのが町全体としてもいろいろな今後の必要な財源と考えておりますが、予備費の積み上げをやめた状態でも大丈夫と佐々木議員は考えられているのでしょうか。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

大きくはヘルメットですか、自転車のヘルメット購入や道路整備に回す財源だと思いますけれども、今回、私が調べた中では、予備費を充当してもそんなに大きな影響は、開成町の行政運営を揺るがすような大きな影響にまでは至らないという判断でございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。議案37号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

○3番（石田史行）

議長。

○議長（山本研一）

すみません。最後まで聞いていただけますか。

原案は議案37号を指します。1つ目、修正案に反対し原案に賛成の議員の方の討論、1つ目はこれです。修正案に反対し原案に賛成の方の討論が1つ目。2つ目は、原案及び修正案ともに反対の方の議員の討論、これが2つ目です。原案及び修正案ともに反対の方、これが2つ目の討論です。3つ目は、修正案に賛成の議員の方の討論とします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

では、討論のある方は、まずその意思を表示していただき、討論のある方は挙手をお願いします。

まず、1つ目、修正案に反対し原案に賛成の議員の方の討論をお願いします。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

なしと認めます。

2つ目です。原案及び修正案ともに反対の議員の方の討論をお願いします。よろしいですか。原案及び修正案ともに反対の方、いらっしゃいませんね。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

3つ目になります。修正案に賛成の議員の方の討論になります。

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

3番、石田史行でございます。

今回の修正動議の提出者になっておりますけれども、改めて討論させていただきたいと思っております。

議案第37号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議について、賛成の立場で討論をいたします。

本修正動議は、提出者からも説明があったとおり、二級河川要定川の河川改修を確実に前進させるため、町営住宅旧四ツ角団地の解体工事を当初の計画どおりに進めるとともに、必要な町道維持補修工事費や新型コロナワクチン接種等も実施することに

よって、補正予算全体の否決という町民生活に悪影響を与える事態を避けるためと認識してございます。

町営住宅旧四ツ角団地の解体工事を見送る理由につきましては、過日の私の一般質問及び本日の同僚議員の質疑を通じて町の見解を正しましたが、トータルでは町にとってプラスになるという非常に曖昧かつ根拠のない希望的観測に基づくものであり、二級河川要定川の河川改修及びその前提となる町営住宅旧四ツ角団地の解体を切に望む地域住民の納得は到底得られないものであります。

そもそも旧四ツ角団地の解体工事が本年度の一般会計予算の主要事業として位置づけられるまでの経緯をよくよく鑑みれば、町長が変わったからといって安易に解体を見送ることは許されることではありません。すなわち、この解体工事は第五次開成町総合計画後期基本計画に明確に位置づけられており、町民との約束になっているということでもあります。

また、公共施設マネジメントの基本計画である個別施設計画にも「解体」と明記されており、解体工事を見送るという町長の決断は、この両計画を無視するというだけではなく、行政運営の大原則である公平・公正、とりわけ継続性を逸脱するものであります。町長が前町長の立てた予算を修正することが許されないわけではありませんが、今年3月の定例会議で当時の議員全員が賛成した本年度予算の主要事業である旧四ツ角団地の解体工事の執行を見送ることが仮に許されるとするならば、町民の誰が聞いても納得する合理的な理由、根拠、これが必要になります。

解体を見送ることによって県による要定川の改修工事が大きく進むとの明確な答弁はありませんでした。むしろ、これまでの答弁からは、旧四ツ角団地の解体を河川改修に合わせて県にやらしてもらおうという極めて甘い考えに基づく希望的観測しか感じられません。解体工事を見送ったまま河川改修の要望を県にしたところで、県が応じるとは到底考えられません。

最後に、同僚議員に強く申し上げたい。今回の件は、近年の集中豪雨、多発する集中豪雨による被害から町営住宅旧四ツ角団地の周辺の地域住民の命と財産を守るため、守れるかどうかに関わる極めて重要な問題です。そのことを重々踏まえて、採決に当たっては懸命なる判断をお願いして私の修正動議に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

これをもって討論を終了します。

これより議案第37号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。

初めに、本案に対する修正案について採決を行います。

議案第37号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案について、修正案について賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成多数）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成多数によって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって修正部分を除く原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 令和5年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、令和5年度開成町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

ファイル名は14、議案第38号をお開きください。それでは、議案書の2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。3款国庫支出金から7款繰越金まで、補正額計2,069万9,000円、歳入合計の計16億4,730万円。

次のページ、歳出。2款保険給付費から8款予備費で、補正額2,069万9,000円、歳出合計額の計16億4,730万円。

今回の補正は、出産育児一時金について法改正により支給額が42万円から50万円に本年4月から引き上げられたことに対して補助金が設けられたため、科目新設して国庫補助金の交付金を計上すると、前年度繰越金により財源確保ができたため基金の取崩しを取りやめ、令和4年度繰越金増額分との差額を予備費に計上させていただきます。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書7ページ、8ページをお開きください。7ページの歳入になります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目保険給付費国庫補助金、説明欄、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金、補正額5万5,000円の増。出産育児一時金1件につき5,000円、4年度実績件数11件分となります。

続きまして、6款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金、説明欄、国民健康保険財政調整基金繰入金、5,199万9,000円の減。

基金取崩しを取りやめ減額するものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、説明欄、前年度繰越金、7,264万3,000円の増です。前年度決算の確定に伴う繰越金になります。

続いて、歳出。8ページになります。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、こちらは国庫支出金歳入による財源更正となります。

8款予備費、1項予備費、歳入歳出の差分を調整するものです。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第38号 令和5年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12 議案第39号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第39号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の御説明をさせていただきます。

ファイルにつきましては15、議案第39号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款国庫支出金から8款繰越金までで、補正額合計4,901万円、合計13億5,010万4,000円。

次のページへ移りまして、歳出でございます。2款保険給付費から7款予備費までで、補正額合計及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出ともに、令和4年度決算が確定し繰越金が生じたことや前年度国庫支出金等の実績報告などによる返還金の増額補正、及び前年度実績に基づく一般会計への繰出金でございます。

それでは、7ページを御覧ください。2、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分、説明欄、過年度分介護給付費負担金、379万8,000円です。こちらは、令和4年度の実績に基づく追加分の負担金でございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分、説明欄、過年度分介護給付費交付金、91万7,000円です。こちらにつきましても、令和4年度の実績に基づく追加分の交付金となります。

続きまして、8款1項1目1節繰越金、説明欄、前年度繰越金、4,429万5,000円でございます。こちらは、前年度の決算に伴う繰越金となります。

次のページを御覧ください。3、歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は、財源更正になります。こちらは、今回、歳入で計上しております国庫支出金等の令和4年度実績による追加交付額と同額を一般財源から特定財源へ更正したのになります。

続きまして、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金、利子及び割引料、説明欄、過年度分国庫支出金等返還金、318万7,000円でございます。こちらは、前年度の実績報告に伴う国庫支出金等の返還金となります。

続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金、説明欄、繰出金606万1,000円でございます。こちらは、前年度の実績に基づく精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、7款1項1目予備費、説明欄、予備費、3,976万2,000円でございます。こちらは、今回の補正予算額の歳入と歳出の差額を予備費で調整するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第39号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第13 議案第40号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

議案第40号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

ファイルは16、議案第40号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算（第2号）となります。2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正になります。初めに、歳入です。3款繰越金、1項繰越金、補正額135万5,000円、歳入合計は補正前の額1億1,611万8,000円に補正額135万5,000円を加えた1億1,747万3,000円となります。

3ページをお願いいたします。歳出になります。

1款給食事業費、1項給食材料費、補正額135万5,000円、歳出合計は補正前の額1億1,611万8,000円に補正額135万5,000円を加えた1億1,747万3,000円となります。

飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、内容を説明いたします。

まず、歳入につきましては、前年度繰越金135万5,000円を令和4年度決算の確定によりまして繰越金として増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出になります。

補正額135万5,000円を前年度繰越金の確定に伴い増額するもので、繰越額を各園・学校の給食材料費に充てるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

1点だけ確認させてください。繰越金135万5,000円ということですが、これも、大きくは一般会計からの繰入金だと思っておりますけれども、これを例えば100万円程度一般会計に戻すとか、そういうお考えはなかったのか、確認させてください。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）



それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり、補正予算で一般会計から昨年度でいいますと822万3,000円の補填をいただいたということがございますので、何らかの精算等をして一般会計に繰り出すということも、そういう考え方もあるとは思いますが、既に今年度、345万5,000円の補填を行っていただいている状況もございますし、物価高騰の影響もまだまだ計り知れないような状況にありますので、今回につきましては、そういう考え方もあるということは認識した上で、その辺の影響に対する保護者の負担軽減、また、給食の質、量の確保などを目的として繰越しをさせていただいて有効に活用させていただければと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質問はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第40号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

ここでお諮りします。12時を回っておりますが、この後の議案で多くの質問をされる予定の方はいらっしゃいますか。

このまま続けるか、休憩を挟むかは。続けてもよろしいですか。いかがでしょう。町側は、よろしいでしょうか。休憩、取りますか。

では、休憩します。暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午後0時05分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

日程第14 議案第41号 令和5年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

令和5年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

ファイル名は17、議案第41号をお開きください。資料は2ページをお開きください。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正。歳入、4款繰越金と次ページ、歳出、予備費ともに補正額559万4,000円。

今回の補正は、令和4年度決算が確定し、繰越金が確定したことにより、繰越金の実績額に対し令和5年度当初予算との差額分について増額するものです。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書、7ページをお開きください。

7ページ、歳入。

4款繰越金、1目繰越金、説明欄、前年度繰越金、559万4,000円の増です。前年度決算の確定に伴う令和5年度の繰越金になります。

次のページ、歳出。

4款予備費、令和4年度繰越金増額分を当該年度決算見込みが出るまで予備費に計上させていただくものです。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第41号 令和5年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第15 議案第42号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、議案第42号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を御説明させていただきます。

ファイル名 18、議案第 42 号をお開きください。2 ページを御覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2 款国庫支出金から 4 款繰越金まで、補正額合計 1 4 8 万 3, 0 0 0 円の増額、歳入合計 9 億 6, 4 4 8 万 7, 0 0 0 円。

○議長（山本研一）

すみません。ファイルが入っていないようなので、ちょっとお待ちください。すみません。我々のファイル、17 から 19 に飛んでいますよね。すみません。ちょっとお待ちください。ファイルの一番最後、よろしいでしょうか。更新してください。更新すると、ファイルの一番最後に。よろしいですか。

それでは、再開します。失礼しました。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、18、議案第 42 号をお開きください。2 ページを御覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入。2 款国庫支出金から 4 款繰越金まで、補正額合計 1 4 8 万 3, 0 0 0 円の増額、歳入合計 9 億 6, 4 4 8 万 7, 0 0 0 円。

3 ページを御覧ください。歳出です。2 款の事業費と 3 款の予備費、補正額合計、歳出合計は歳入合計額と同額です。

今回の補正は、国庫補助金の減額に伴う減額補正と減額分を繰入金にて増額補正すること、令和 4 年度の決算額が確定し繰越金が確定したための補正です。

それでは、7 ページをお開きください。2、歳入です。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目土地区画整理事業費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金の減額に伴うものになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、一般会計からの繰入金の増額になります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、決算に伴う繰越金の補正となっております。

8 ページを御覧ください。歳出です。

歳出につきましては、2 款事業費、1 項土地区画整理事業費、1 目土地区画整理事業費、国庫補助金と繰入金との財源更正になります。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、こちらは歳入歳出の差額を予備費にて調整するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第42号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、報告第7号について御説明申し上げます。

ファイル名については19、報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをお開きください。

報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出、開成町長、山神裕。

次に、2ページを御覧ください。

1、令和4年度決算に基づく開成町の健全化判断比率です。単位は%でございます。表の中の「-」については、以降「バー」という形で読んでいきます。「-」については、赤字額がない場合、または比率として算定されない場合を示すものでございます。また、括弧の数値については、開成町における早期健全化基準値でございます。

では、実質赤字比率は「-」、基準値は15%でございます。連結実質赤字比率は「-」、基準値は20%です。実質公債費比率は5%、基準値は25%です。将来負担比率は28.3%、基準値は350%です。

次に、2、令和4年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率です。単位は%でございます。表の中の「-」の表記については、比率として算定されない場合を示すものでございます。また、括弧の数値については、開成町における経営健全化基準値でございます。

では、開成町水道事業会計については「-」、基準値は20%です。開成町下水道事業会計も「-」、基準値は20%です。

続いて、3ページを御覧ください。

令和4年度開成町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書です。こちらは地

方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく監査委員による審査で、4、審査の結果については3ページ中段付近から4ページにあるとおり、健全化判断比率及び資金不足比率ともに特段の問題はなく、一般会計、各特別会計及び企業会計においては健全な財政運営である旨、令和5年8月2日に監査委員から町長に意見書の提出がございました。

では、その内容について御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料については2ページにお戻りください。2ページです。

1、令和4年度決算に基づく開成町の健全化判断比率です。実質赤字比率については普通会計を対象としたもので、本町においては一般会計、給食事業特別会計、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計が該当いたします。この比率は普通会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合いで、%で表示いたします。令和4年度は、マイナス11.47%でございました。よって、実質赤字が存在しませんので「-」という表記になってございます。

次に、連結実質赤字比率については、一般会計に特別会計、公営企業を加えた全ての会計が該当いたします。全会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合いで、%で表示いたします。令和4年度は、マイナス30.57%でございました。よって、実質赤字が存在しませんので「-」という表記でございます。

次に、実質公債費比率については、地方債の元利償還金及び準元利償還金と呼ばれる特別会計繰出金のうちの地方債の元利償還金に充てられたと認められる金額、そして一部事務組合の負担のうち地方債の元利償還に充てられたと認められる金額を標準財政規模で割った率合いで、%で表示いたします。令和4年度は5%でございました。

次に、将来負担比率については、地方債の現在高、債務負担行為による支出予定額、公営企業等の繰出しの見込額、一部事務組合の負担の見込額、退職手当の負担見込額などを将来負担額と呼びますが、この将来負担額から充当可能な基金や基準財政需要額、歳入見込額を除いたものを標準財政規模で割った率合いで、%で表示いたします。令和4年度は28.3%でございました。

続いて、2、令和4年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化するもので、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。

開成町水道事業会計は、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出してございます。こちらは資金不足がございましたので、「-」という表記でございます。令和4年度は、マイナス312.5%でございました。

次に、下水道事業会計です。こちらにも、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出してございます。こちらにも資金不足はございませんので、「-」という表記でございます。令和4年度は、マイナス75.5%でございました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

ないようですので、報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

日程第17 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元にお配りしているとおり県外行政視察のため議員派遣することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

御異議なしと認め、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は議長に御一任願います。

それでは、追加日程に入ります。

追加日程第1 発議第2号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○11番(前田せつよ)

発議第2号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を説明いたします。

開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについてが9月6日に可決されたことに伴い、開成町議会委員会条例第2条に規定されている常任委員会の名称、委員会定数及びその所管のうち所管名を変更する必要性が生じたため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを提案します。

令和5年9月7日提出、提出者、開成町議会議員、前田せつよ、賛成者、開成町議会議員、武井正広、同じく井上慎司、同じく星野洋一。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の改正前、改正後を御覧ください。改正前の第2条第1項ア、「財務課、街づくり推進課」を改正後の第2条第1項ア、「財務課、都市計画課、街づくり推進課」とし、「都市計画課」を追記する内容となっています。

附則です。開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについての附則と同様、この条例は令和5年10月1日から施行するとしています。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(山本研一)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

発議第2号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

追加日程第2 報告第8号 専決処分の報告について(開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて)を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長 (小玉直樹)

それでは、ファイルナンバーは20になります。ファイルナンバー20を御覧ください。

報告第8号 専決処分の報告について(開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて)、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページ目の専決処分書を御覧ください。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和5年8月30日付で専決処分を行ったものでございます。

今回の専決処分の概要につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が本年4月28日に公布、9月1日に施行され、同法の条項及び用語を引用する規定を整備する必要があるため、別紙のとおり開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定を行ったものでございます。

次のページを御覧ください。

開成町条例第20号。

開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正内容につきましては、第1条の派遣職員に支給する手当名を「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めること、手当の根拠条項を「第44条」から「第26条の8」に改めるものでございま

す。

附則でございます。本条例改正の施行日は、法律の施行日に合わせて令和5年9月1日にするものでございます。

説明は以上です。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第8号 専決処分の報告について（開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

以上をもちまして、本9月定例会議に付議された案件の審議は全て終了しました。これにて散会いたします。

皆様、大変、お疲れさまでした。

午後1時56分 散会



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員